

氏 名	
-----	--

受付（抽選）番号

募 集 要 領

駐車場名	備 前 橋 二 輪 車 駐 車 場
所 在 地	中央区築地七丁目1番15号（築地川公園の隣）
募集台数	20台
利用期間	令和5年8月1日 から 令和7年7月31日 まで
定期駐車 使用料	月額8,000円 区営築地川第二駐車場管理室（本願寺の裏）にて、前月末までに現金で支払う。
申込資格	区内在住・在勤者 ※事業所での申込みはできません。
受付期間 及び場所	4月10日(月) から 4月21日(金) まで 土・日曜日を除く、午前9時～午後5時 中央区役所5階環境土木部交通課交通施設係 TEL3546-5443 ※区役所窓口のみの受付です。駐車場や郵送での受付はしません。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・定期駐車利用申込書・運転免許証の写し（有効期限内のもの）・排気量250ccを超えるもの → 車検証の写し（有効期限内のもの） （電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の添付もお願いします。）・排気量250cc以下のもの → 自賠責保険証の写し（有効期限内のもの） 申込みできる車両は、申込者本人の所有または使用の車両（車検証・自賠責保険証に記載あるもの）に限ります。 ◎オートバイの名義が区内事業所の場合、申込者は事業所の代表者となります。 この場合、申込者が事業所の代表者であることが確認できる書類（登記簿謄本の写し等）が必要です。 ◎申込者とオートバイの名義が異なる場合、関係性を証明する書類が必要です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・駐車できる二輪車は、全長270cm以下です。・申込みは、1人1カ所で、1台に限ります。・駐車位置は、区で指定します。・オートバイ以外の物（荷物や自転車など）を置くことはできません。

注意事項（申込前にご確認下さい！）

- 1 申込みできる車両は、申込者の所有または使用の車両（車検証に記載があるもの）に限ります。
- 2 申込多数の場合は、公開抽選となります。
- 3 申請書記載の車両に限り駐車場をご利用できます。車両変更の場合は届が必要です。
- 4 入庫・出庫は定期券（パスカード）により24時間可能です。パスカード発行は1枚です。パスカード紛失時は、有償再発行となります。
- 5 定期駐車使用料は、前月末までに区営築地川第二駐車場管理室でお支払となります。（今後変更になる予定です。）
- 6 未納駐車使用料がある場合は、申込みができません。
- 7 駐車場内の工事等により一時的に車室の変更をお願いする場合がございますのでご協力ください。
- 8 次の場合は通用期間内でも定期利用承認を取り消します。
 - (1) 登録承認を受けた車両以外の自動車を駐車した場合
 - (2) 利用承認を受けた場所以外へ自動車を駐車した場合
 - (3) パスカードを他人に譲渡した場合
 - (4) その他不正駐車的手段としてパスカードを使用した場合
 - (5) 使用料が納入期限までに納入されなかった場合（納期限は前月の末日）
- 9 次の場合はパスカードを返還してください。
 - (1) パスカードの再発行（紛失による場合を除く）を受けようとするとき
 - (2) 駐車場の利用期間が満了したとき
 - (3) 駐車場の利用を取り止めたとき
 - (4) 駐車場の利用承認を取り消されたとき
- 10 駐車場内では次の行為を禁止します。
 - (1) 過度の空ふかしをすること
 - (2) 洗車をすること
 - (3) 時速8キロメートル以上の走行及び追越し
 - (4) 場内での喫煙、その他火気を取り扱うこと
 - (5) 悪臭を放つもの等の持ち込み
 - (6) 工具タイヤ等を置くことおよび駐車場本来の目的以外に使用すること
 - (7) ゴミを捨てること
- 11 一般的注意事項
 - (1) 早朝、深夜の車の出入りは近隣へ配慮し、静かにお願いします。
 - (2) 駐車場には係員がおりますが、各自の責任をもって利用してください。
 - (3) 区は、施設管理者の立場での善良なる管理者としての注意義務違反以外は、損害賠償等の責務を負いません。
（事故、盗難、イタズラ等については区は一切責任を負いません）
 - (4) 個人情報等については、今回の申込以外には使用いたしません。